

【第7回】

2023年3月1日に、当事務所主催 独占禁止法プラクティス・グループ [独禁法セミナー 第7回] を開催いたしました。

テーマ：環境政策と競争政策の交錯：最近の新たな展開
～グリーン社会実現に向けた公正取引委員会の取組み～

講師：南部 利之

(元公正取引委員会事務総局審査局長、当事務所アドバイザー、
独占禁止法プラクティス・グループ・アドバイザー)

進行・質疑対応：向 宣明

(当事務所パートナー弁護士、
独占禁止法プラクティス・グループ・リーダー)

桃尾・松尾・難波法律事務所主催
独占禁止法プラクティス・グループ[独禁法セミナー 第7回]

環境政策と競争政策の交錯：最近の新たな展開

～グリーン社会実現に向けた公正取引委員会の取組みについて～

丸ビルカンファレンス(Room4)
2023年(令和5年)3月1日(水)14:00～

桃尾・松尾・難波法律事務所
アドバイザー 南部 利之



MOMO-O, MATSUO & NAMBA

目次

1. グリーン社会実現に向けた競争政策の役割
2. グリーン社会実現のための共同の取組みと競争法の関係
3. 環境分野に関する事案への競争法適用の個別事例
4. 環境分野に関連する既存のガイドライン
5. 「グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方(案)」(2023年1月13日公表)について

(https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/jan/230113_publiccomment/230113_doc02.pdf)

1. グリーン社会実現に向けた競争政策の役割

- 古谷委員長の発言(公正取引委員会競争政策研究センター:第20回国際シンポジウム「グリーン成長と競争政策」(2022年3月25日)における開会の辞(抜粋))
 - 活発なイノベーションを促進する競争的な環境を整備してグリーン成長を達成する上で、競争政策は重要な役割を担っており、**競争政策はグリーン政策をサポートし、補完する役割を果たし得るものだと考えている。**
 - **脱炭素化に向けた事業者間での共同の取組は通常独占禁止法の問題になることは考えにくい一方で、事業者が共同でグリーン成長のためのイノベーション競争を制限するなどの競争阻害的な行為が行われる場合には独禁法上問題となると考えられる。**
 - 我が国のグリーン成長に向けた事業者の取組に関する独禁法の考え方については、**既存のガイドライン等の考え方に加えて、今後の政府全体でのグリーン政策の進展、諸外国での取組等も参考にしながら、必要に応じて更なる明確化を図ることを検討していきたい。**



(参考) グリーン社会実現と競争政策の役割についての欧米競争当局の動向

1. 欧州の動向

- 2019年、欧州委員会は、「European Green Deal政策」(2050年までに温室効果ガスの排出量をゼロにする等)に際し、サステナビリティと競争法との関係に関して以下の見解を表明
 - 競争政策は、市場における効果的な競争を実現することによって環境政策に補完的に貢献している。
 - 競争当局としては、競争政策を通じたEuropean Green Dealへの貢献を、既存の法的枠組みを変更することなく、明確に定義された範囲の中でのみ行う。
- ⇒ 「水平的協調協定に関するガイドライン」を改訂、サステナビリティ協定章を追加(2022年3月改定案)
- サステナビリティ協定が、TFEU第101条第1項の射程外となるためのセーフハーバー及び第101条第1項に該当しても、TFEU第101条第3項に基づき適用免除され得る条件を規定。

2. 米国の動向

- 環境保護や気候変動を含むサステナビリティの観点について競争法の判断枠組みに関する特段の動きはない。

2. グリーン社会実現のための共同の取組みと競争法の関係

■ **ハードコアカルテル**(価格協定、入札談合、供給量制限協定、市場分割協定、共同ボイコット等)

➡ **当然違法Per se illegal** (市場における競争を制限する目的・効果以外ない。)

■ **非ハードコアカルテル**(営業方法、品質・規格、広告・表示等に関する協定、業務提携、共同研究開発等)

➡ **ケースバイケースの判断Rule of reason** (競争促進効果が期待され、通常は市場における競争を制限しないが、内容によっては制限する場合もある。)

※ 単独行為や企業結合の場合も、市場における競争への影響を踏まえて違法性の有無をケースバイケースで判断するという点に鑑みれば、非ハードコアカルテルと類似。



2. グリーン社会実現のための共同の取組みと競争法の関係(続)

- 独禁法2条6項: 「公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限する」行為を禁止。
 - ⇒ 非ハードコアカルテルが、形式的には競争制限に該当しても、一定の取引分野における競争制限の程度が低い、競争促進効果が競争制限効果を上回る、競争手段を制限し顧客利益を不当に害するものではない、正当な目的・相当な手段による等として、競争の実質的制限には当たらないとの解釈が可能。
- 欧州競争法TFEU101条: 1項で目的又は効果(**as their object or effect**)において競争制限となる協定(**all agreements between undertakings, decisions by associations of undertakings and concerted practices** which may affect trade between Member States and which have **as their object or effect** the prevention, restriction or distortion of competition within the internal market)を一律禁止(**shall be prohibited**)
- その上で、正当化理由のある行為を3項で適用免除(①商品の生産・販売の改善や技術的・経済的進歩の促進に役立ち、②その結果生ずる利益が公平に消費者(consumers)に還元されるものであって、③①の目的を達成するために必要不可欠でない制限を参加事業者に課すものではなく、かつ、④当該商品の実質的部分について参加事業者競争を排除する可能性を与えない)。



3-1. レジ袋の利用抑制のための有料化の決定(事前相談制度)

- 栃木県河内郡南河内町及び下都賀郡国分寺町の地域の食料品等の小売販売分野において、5割を超える販売シェアを有する4社(エコス、マルエツ、かましん、オータニ)が、ビニール・プラスチックごみの減量化に取り組む地方自治体から、レジ袋有料化の依頼を受け、**レジ袋を利用する顧客に一定の費用負担の協力を求めることとし、当該費用を1枚当たり5円とすることを決定**することについて、公取委が、独禁法上問題とならないと回答した事例(2002年4月26日)

- (1) 4社は、一般商品の販売に付随して無償配布されているレジ袋の利用を抑制するため、レジ袋を利用する顧客に費用負担の協力を求め、かつ、**顧客が負担した費用の全額を自然環境に資する活動に寄付し、その旨を顧客に明示するものであることから、レジ袋を利用する顧客に一定の費用負担を求めることは、一般の商品の販売とは異なる。**
 - (2) 4社がレジ袋を利用する顧客に対して5円の費用負担を求めることが競争に与える影響をみると
 - ・ **スーパーにおいては多種類の商品について活発な競争の実態があることから、レジ袋に係る費用が顧客の買物をするスーパーの選択に与える影響は小さいと考えられること。**
 - ・ 本件行為は、レジ袋の利用を抑制してごみの減量化を図るという**社会公共的な目的**のためになされるものであること。
 - ・ レジ袋を利用するかどうかは顧客の任意の判断に委ねられており、また、レジ袋を利用する顧客に対し、レジ袋の原価等を考慮して5円の費用負担を求めるものであることから、本件相談の行為が**顧客の利益を不当に害する**とはいえない。
- ⇒ 各社が当該行為に自由に参加・離脱できるものである限り、本件取組は、独禁法上問題となるものではない。



3-2. 小売業者団体によるレジ袋有料化に伴う単価統一の取組み(事前相談)

- 特定の業態の小売業者を会員とする団体が、レジ袋有料化の義務付け(2020年7月から)に伴い、会員の店舗において提供されるレジ袋について、**従来のレジ袋は今後提供しないこととし、有料化義務の対象ではない環境負荷の小さいレジ袋を単価3円で提供すること**を内容とするガイドライン(遵守の有無は会員の自由)を策定することについて、公取委が、独禁法上問題とならないと回答した事例
- 独占禁止法に関する相談事例集(令和元年度)(2020年6月23日)

- (1) 特定小売業者の競争手段は店舗における商品提供。レジ袋提供は商品提供に付随する副次的サービスの一つ。このため、一定の取引分野は、レジ袋の取引ではなく、当該小売業における商品販売分野。本件取組が実施されても、**レジ袋の提供方法が制限されるだけで、店舗で販売する商品の価格、品質、品揃え等についての会員間の競争は制限されない。**
- (2) 特定レジ袋については、有料化義務の対象にはなっていないものの、**政府ガイドラインにおいて適正な対価が支払われることが期待**されており、会員間の価格競争によってレジ袋削減という目的の達成を妨げるような安価での提供に陥らないようにする必要があるため、価格に関する具体的な基準を示すことが適当であること、また、会員間で差別的なものではなく、会員に対して遵守を強制するものでもないことから、**政府の方針を踏まえた正当な目的に照らして合理的に必要とされる範囲内のもの。**
- (3) 本件取組により、顧客は、従来無料で提供されていたレジ袋に単価3円を支払うことになるが、本件取組が正当な目的に照らして合理的に必要とされる範囲内のものであることを踏まえると、**需要者の利益を不当に害するとはいえない。**
⇒ 本件取組は、独禁法上問題となるものではない。



3-3. 欧州における技術開発競争制限カルテル事件

EUの自動車メーカーによる技術制限カルテル事件(2021年7月 欧州委決定)

- 欧州委員会は、2021年7月8日、ダイムラー、BMW、フォルクスワーゲン、アウディ及びポルシェの5社が窒素酸化物(NOx)の浄化装置の技術開発及びその実用化を制限するカルテルを行っていたとして、総額8億7518万9000ユーロ(約1234億円)の制裁金を賦課した。
- 【事案の概要】
 - ・5社は、5年以上にわたり、ディーゼル乗用車から排出されるNOxを尿素(AdBlue)を用いて除去する選択触媒還元技術の開発について話し合うため、定期会合を開催していた。
 - ・5社は、より多くの AdBlue を投入すれば窒素酸化物をより効率的に除去できることを認識し、法律の定めを上回る水準で窒素酸化物除去を行うことは、技術的に可能であると分かっているながら、法律の定めを上回る水準で窒素酸化物除去を行わないことについて共謀し、車両に搭載する AdBlue のタンクサイズ及び AdBlue の補充を求める水準について合意した。
 - ・これにより、5社は、関連する技術を利用して、**法律上要求された最低基準を上回る競争をする余地があったにもかかわらず、当該技術開発の制限という形での、目的(by object)による競争制限を行った。**
 - ※ 本件は共同技術開発カルテルではなく、違法な技術制限カルテルであり、ハードコアカルテルに等しい(by object)競争制限効果を有する、との位置付け。
- 【本件に係るヴェステアー欧州委員会上級副委員長のコメント】

「欧州が壮大なグリーンディール目標を達成するためには、自動車の汚染管理に関する競争とイノベーションが不可欠である。本決定は、この目標を危うくするあらゆる形態のカルテルに対して、我々が躊躇なく行動を起こすことを示している。」

3-4. 米国カリフォルニア州排ガス基準合意事件(2019年)

米国カリフォルニア州排ガス基準合意事件(2020年 DOJ審査打ち切り)

- 2019年7月25日、フォード、ホンダ、BMW及びフォルクスワーゲンの自動車メーカー4社が、CO₂排出に係る自動車排ガス規制について、当時のトランプ政権が提案したものを超える基準をカリフォルニア州と合意したことについて、報道によると、DOJがシャーマン法1条違反に当たるとして審査を行ったが、4社間の共謀の証拠がなく、違反認定ができず、審査を打ち切った。
- 【事案の概要】
 - ・本件合意は、排ガス削減のためカリフォルニア州大気資源局が設定した基準を4社が支持し、2019年7月に、4社とカリフォルニア州が、自主的枠組み(voluntary framework)として合意したものとされる。
 - ・本件合意の基準は、オバマ前政権の基準達成を目指すもので、トランプ現政権の提案よりも厳しいものであった。DOJは、本件合意により、ガソリン消費の多い自動車の販売競争が制限されるとし、4社間において、基準についての合意があったか否かを審査するため、民事手続を開始した。
 - ・DOJの審査打ち切りの理由は、4社間の共謀の証拠がなかったこととされている。
※ 本件枠組みは、トランプ政権提案の目標よりも高い排出量削減目標を課していたので、本件合意には、前記のEU 排ガス浄化技術競争抑制合意事件の事案とは対照的に、環境への積極的効果が発生する可能性があるという特徴があった。
- 【本件に係る当時のデラヒムDOJ反トラスト局長のコメント】

環境規制を巡り、トランプ政権と民主党のカリフォルニア州知事の対立が激化していたことから、DOJは政治的動機から動いたとの指摘に関し、「競争事業者が、市場においてどのように行動するかについて互いに合意すれば、反トラスト当局は調査を開始する必要がある。」とコメントした。

4. 環境分野に関連する既存のガイドライン

● 共同研究開発に関する独占禁止法上の指針(1993年4月20日公取委)(抄)

- 個々の事案について、競争促進的効果を考慮しつつ、市場における競争が実質的に制限されるか否かによって判断。(非ハードコアカルテル)
- その際には、①参加者の数・市場シェア等 ②研究の性格、③共同化の必要性 ④対象範囲・期間等の各事項を総合的に勘案。
- 一般的に参加者の市場シェアが高く、技術開発力等の事業能力において優れた事業者が参加者に多いほど、独禁法上問題となる可能性は高くなる(①)。
- 開発研究については、その成果がより直接的に製品市場に影響を及ぼすものであるので、独禁法上問題となる可能性が高くなる(②)。
- 環境対策、安全対策等いわゆる外部性への対応を目的として行われる共同研究開発については、研究にかかるリスク、コスト等にかんがみて単独で行うことが困難な場合が少なくなく、独禁法上問題となる可能性は低い(③)。
- ◆ 製品市場において競争関係にある事業者の大部分が、各参加事業者が単独でも行い得るにもかかわらず、当該製品の改良又は代替品の開発について、これを共同して行うことにより、参加者間で研究開発活動を制限し、技術市場又は製品市場における競争が実質的に制限される場合には問題。
- 対象範囲、期間等が明確に画定されている場合には、それらが必要以上に広汎に定められている場合に比して、市場における競争に及ぼす影響は小さい(④)。
- ある事業者が参加を制限され、これによってその事業活動が困難となり、市場から排除されるおそれがある場合、研究開発の共同化が独禁法上問題となることがある(私的独占等)。



4. 環境分野に関連する既存のガイドライン(続)

● 行政指導に関する独占禁止法上の考え方(1994年6月30日公取委)(抄)

- 行政指導は、物価の安定、国民生活の安定又は充実、取引の公正性・透明性の確保、**環境保全**、保健衛生の向上、安全性の向上、中小企業保護等多様な行政目的のために行われている。
- 営業方法、品質・規格、広告・表示等は、事業者の重要な競争手段ではあるが、参入・退出、価格、数量、設備等と比べ、市場メカニズムに及ぼす影響が直接的であるとは必ずしも言えない。
- 法令の遵守、不正行為の防止等の社会公共への配慮、取引の透明性の確保、保健衛生の向上、安全性の向上等の観点から、行政機関が営業方法、品質・規格、広告・表示等に関して、具体的に制限したり、事業者又は事業者団体に対して自主規制を行うよう指導することがある。
- 当該行政指導を受けて事業者が共同して、又は事業者団体が決定した基準等が、需要者の利益を不当に害し、又は構成事業者等にその遵守を強制するものであれば、当該基準等の決定は独占禁止法上問題となる**ことから、行政機関は、この点に十分留意する必要がある。

(参考) 独禁法第8条(事業者団体の禁止行為)

事業者団体は、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。

一 一定の取引分野における競争を実質的に制限すること。

二、三 (略)

四 構成事業者(事業者団体の構成員である事業者をいう。以下同じ。)の機能又は活動を不当に制限すること。

五 事業者に不正な取引方法に該当する行為をさせるようにすること。



4. 環境分野に関連する既存のガイドライン(続)

● 事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針(1995年10月30日公取委)(抄)

- 事業者団体が、社会公共的な目的等に基づいて構成事業者の事業活動について自主的な基準・規約等を設定し、その利用・遵守を申し合わせるような活動(自主規制)等は、独禁法上の問題を特段生じないものも多いが、一方、活動の内容、態様によっては、多様な商品・役務や営業方法の提供等に係る競争を阻害又は制限することとなる場合もある。(非ハードコアカルテル)
- また、自主規制等の利用・遵守については、構成事業者の任意の判断に委ねられるべきであって、事業者団体が自主規制等の利用・遵守を構成事業者に強制することは一般的には独禁法上問題。
- 自主規制等の競争阻害性の有無は、社会公共的な目的等正当な目的に基づいて合理的に必要とされる範囲内のものか、の要素を勘案しつつ、①競争手段を制限し、需要者の利益を不当に害するものではないか、②事業者間で不当に差別的なものではないか及び③利用・遵守を構成事業者に強制するものではないか、の判断基準に照らし、判断。
- 環境の保全等の社会公共的な目的に基づいて合理的に必要とされる①商品又は役務の種類、品質、機能等に関する、及び②営業の種類、内容、方法、営業時間等に関する自主的な基準を設定すること(需要者の利益を不当に害するもの、差別的な内容の自主規制等又は自主規制等の強制に該当するものを除く。)は、原則として、独禁法に違反しない。



4. 環境分野に関する既存のガイドライン(続)

● リサイクル等に係る共同の取組に関する独占禁止法上の指針(2001年6月26日公取委) (抄)

【基本的考え方】

事業者が製品の廃棄物について、共同事業としてリサイクル・システムを構築する場合、リサイクル等に要するコストが共通化されるが、製品の販売価格に対するリサイクル等に要するコストの割合が小さい場合には、当該共同事業が製品市場の競争に及ぼす影響は間接的であるため、また、リサイクル・システムの構築は、リサイクル市場を創出し、新たな取引機会を拡大するものであるため、独占禁止法上問題となる可能性は低い。**(非ハードコアカルテル)**

① リサイクル率達成目標の決定等

・ 事業者団体が行うリサイクル率の達成に関する自主規制等(自主的な基準・規約等の設定、周知・普及促進、利用・遵守の申合わせ、指示・要請等)は、原則として独禁法上問題ない。

② リサイクルしやすい部品の規格の統一及び部品の共通化

・ 効率的なリサイクル推進のため、メーカー共同で又は事業者団体が、統一された規格の部品や共通化された部品を使用するよう申し合わせることは、リサイクルコストを削減し、**需要者の利益を不当に害するものではないことから、製品市場における競争に与える影響は小さく**、原則として独禁法上問題ない。

③ リサイクルしやすい製品の共同研究開発

・ リサイクルしやすい製品の共同研究開発は、環境対策という外部性への対応を目的とするものであって、**共同化の必要性は高い**ので、参加者の数、市場シェア、成果に関するアクセス等にもよるが、研究に係るリスク、コスト等にかんがみて**単独で行うことが困難**な場合には、独禁法上問題となる可能性は低い。



4. 環境分野に関連する既存のガイドライン(続)

④ 廃棄物管理票(マニフェスト)の様式の統一及び使用の強制

・廃棄物管理票が廃棄物のリサイクル等の適正な取組を管理するためのものであるという性格を踏まえると、事業者団体において、廃棄物管理票の様式を統一し、その使用を会員に強制したとしても、製品市場及びリサイクル市場の競争に及ぼす影響はなく、独禁法上問題ない。

⑤ リサイクル費用に係る共同の取組

(1) 徴収方法に関する自主基準の設定

・リサイクル費用の徴収方法として、事業者が共同して又は事業者団体が、**リサイクル費用相当分を本体価格とは別にリサイクル料金として需要者から徴収する旨を自主的な基準として設定したとしても、独占禁止法上問題ない。**
ただし、**リサイクル料金の額を決定することは、独禁法上問題**となる。

(2) 徴収時点に関する自主基準の設定

・事業者が共同して又は事業者団体が、リサイクル費用の徴収時点を廃棄物の回収時とするか、製品の販売時とするかについて自主的な基準を設定したとしても、独禁法上問題ない。

(3) 表示方法に関する自主基準の設定

・事業者が共同して又は事業者団体が、リサイクル費用に関する表示についてひな型を示すなど自主的な基準を設定したとしても、独禁法上問題ない。ただし、**リサイクル費用の額を取り決めることは、独禁法上問題**となる。

⑥ デポジット制度の構築について

・空瓶、空缶等の回収率を上げるため、事業者が共同して又は事業者団体が、デポジット制度を構築するに当たり、預り金額と払戻し額とを同一とし、これらの額を事業者間で一律になるようにしても、通常は、独禁法上問題ない。ただし、預り金額に廃棄物回収費用を含めるため、払戻し額よりも高く設定した上で、**それぞれの額を一律に取り決めることは、製品の販売価格の引上げにつながることから、独禁法上問題**となる。



5. 「グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方(案)」(2023年1月13日公表)について

基本的考え方(抄)

1. グリーン社会の実現に向けた事業者等の取組は、多くの場合、事業者間の公正かつ自由な競争を制限するものではなく、新たな技術や優れた商品を生み出す等の競争促進効果を持つものであり、温室効果ガス削減等の利益を一般消費者にもたらずことが期待される。
2. そのため、グリーン社会の実現に向けた事業者等の取組は基本的に独禁法上問題とならない場合が多い(**ハードコアカルテルの要素のない非ハードコアカルテル**)。
3. 一方、事業者等の取組が、個々の事業者の価格・数量、顧客・販路、技術・設備等を制限することなどにより、競争制限効果のみを持つ場合、それが名目上はグリーン社会の実現に向けた事業者等の取組であったとしても、独禁法上問題となる(**ハードコアカルテル**)。
4. ある具体的な事業者等の取組に競争制限効果が見込まれつつ競争促進効果も見込まれる場合(**ハードコアカルテルの要素が混在している非ハードコアカルテル**)、当該取組の**目的の合理性及び手段の相当性**(より制限的でない他の代替的手段があるか等)を**勘案**しつつ、当該取組から生じる**競争制限効果と競争促進効果を総合的に考慮**して、当該取組の独禁法上の問題の有無について判断されることとなる(**ケースバイケースの判断**)。



5. 「グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方(案)」(2023年1月13日公表)について

第1 共同の取組 (3)

独占禁止法上問題とならない行為

STEP1

事業者等の共同の取組のうち、競争制限効果が見込まれない行為は、独占禁止法上問題とならない。

価格等の重要な競争手段である事項に影響を及ぼさない、新たな事業者の参入を制限しない、及び既存の事業者を排除しないといった要素を満たす事業者等の共同の取組はほとんどがこれに該当すると考えられる。

想定例 業界として行う啓発活動

事業者団体Xは、グリーン社会の実現に向けた個々の事業者の取組を業界内で一層促進するために啓蒙活動を実施することとした。実施する際は、重要な競争手段である事項に影響を及ぼさない範囲で行うこととし、新たな事業者の参入を制限したり、既存の事業者を排除したりすることとならないようにするとともに、当該啓蒙活動が個々の事業者の事業活動を拘束しない範囲で行われるようにした。

想定例 法令上の義務の遵守

商品Aの製造販売業者により構成される事業者団体Xは、法令上、商品Aの製造販売業者による達成が義務付けられるリサイクル率を、会員事業者が達成しなければならない目標値として定めた。その上で、当該リサイクル率を達成する観点から、Xは会員各社の達成率を会員の同意を得て公表することとした。

想定例 重要な競争手段である事項を対象としない情報交換

商品Aの製造販売事業者X、Y及びZは、商品Aの製造過程における温室効果ガス排出量の算定方法及び省エネルギー対策、並びに、温室効果ガス削減を新たな取引機会につなげた経験等、温室効果ガス削減に関するベストプラクティスについて情報交換を行い、自社の取組の参考とした。商品Aの価格等の重要な競争手段である事項は、情報交換の対象ではない。



5. 「グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方(案)」(2023年1月13日公表)について(続)

第1 共同の取組 (4)

独占禁止法上問題となる行為

STEP 2

事業者等の共同の取組が競争制限効果のみをもたらす場合、当該取組は原則として独占禁止法上問題となる。具体的には、①価格等の重要な競争手段である事項について制限する行為、②新たな事業者の参入を制限する行為、又は③既存の事業者を排除する行為のいずれかの行為に該当する場合、それがグリーン社会の実現を目的とするものであったとしても、その目的のみにより正当化されることはなく、原則として問題となる。

想定例 技術開発の制限



商品Aの製造販売業者X、Y及びZは、商品Aの需要者から温室効果ガス削減のための技術開発を強く要請されている。しかし、新技術の開発競争が激しくなることを避けるため、X、Y及びZは、自社において行っている研究開発の状況について情報交換を行うとともに、今後需要者に対して提案する商品に用いる新技術の内容を制限した。

想定例 生産設備の共同廃棄



商品Aの製造販売業者X、Y及びZは、商品Aの製造過程で排出される温室効果ガスの排出量削減のため、既存の生産設備を温室効果ガス排出量が少ない新技術を用いる新たな生産設備へ転換することをそれぞれ検討していた。そこで、X、Y及びZは、業界としての足並みを揃えるため、それぞれ独自に判断することなく、相互に連絡を取り合い、既存の生産設備を廃棄する時期や廃棄する生産設備の対象を決定した。

【解説】この行為は、重要な競争手段である設備の廃棄時期等を競争者と共同で決定しており、独占禁止法上問題となる。

需要者ニーズ等を鑑み、各事業者独自の判断で生産設備の廃棄時期等が決定され、暗黙の了解又は共通の意思が形成されることなく決定内容が類似のものとなること自体は、独占禁止法上問題となるものではない。

5. 「グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方(案)」(2023年1月13日公表)について(続)

第1 共同の取組 (5)

独占禁止法上問題とならないよう留意を要する行為

STEP 3

共同の取組について、競争制限効果と競争促進効果が認められる場合、**目的の合理性及び手段の相当性(より制限的でない他の代替的手段があるか等)**を勘案しつつ、当該取組から生じる競争制限効果及び競争促進効果を総合的に考慮して、**独占禁止法上の問題となるか否かを行為類型ごとに検討することとなる**

想定例 温室効果ガス削減に向けた商品・役務の規格の設定①

商品Aの製造過程では、原材料Bを使用することにより多量の温室効果ガスが排出されることから、原材料Bに代えて原材料Cを使用し温室効果ガス排出量を削減することが望ましいことが明らかになっている。そこで、商品Aの製造販売業者X、Y及びZは、商品Aの製造過程における温室効果ガス削減に業界として取り組むため、原材料Bに代えて原材料Cを使用する商品Aの規格を設定し、同規格に適合する商品Aについては、脱炭素化に対応する商品であることを示す認証ラベルを付して各社が販売できることとした。原材料Cを使用することにより**一定のコスト増が見込まれるが、原材料Cを使用した商品Aは従前よりも耐久性の向上や軽量化等の明らかな品質の向上が認められる**。また、温室効果ガス削減のために**原材料Bに代えて使用できる原材料はC以外には存在しない状況にある**。

【解説】この行為については、**温室効果ガス削減という社会公共的な目的に合理性が認められる**。また、**商品規格の設定という手段は競争促進的であり、原材料C以外に脱炭素化に対応する規格として採用できる原材料はないため、手段の相当性が認められる**。原材料Cの使用により一定のコスト増が見込まれ、**商品Aの価格上昇につながるおそれも考えられるが、明らかな品質の向上が達成され、需要者の利益を不当に害するものでなければ、総合的に考慮し、独占禁止法上問題なく実施することができる**。



5. 「グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方(案)」(2023年1月13日公表)について(続)

第1 共同の取組(8) : 自主基準の設定③

独占禁止法上問題となる行為

想定例 自主基準の設定に伴う価格等の制限行為

商品Aの製造販売業者X、Y及びZは、商品Aの製造に当たって排出される温室効果ガスの削減を目的として、商品Aの製造について脱炭素化に向けて望ましい事業活動の在り方を自主的な基準として設定した。需要者から脱炭素化への対応と並行して毎年一定の価格低減要請を受けている3社は、需要者との厳しい価格交渉状況を改善するため、当該自主基準において、商品Aの価格に転嫁すべきコストの目安を定めた。

想定例 温室効果ガス削減目標の設定に伴う設備等の利用制限

役務Aを提供する事業者により構成される事業者団体Xは、役務Aの提供に当たって排出される温室効果ガス削減を目的として、会員事業者が毎年度削減する温室効果ガス排出量の統一目標を設定し、当該目標を達成できない場合には、役務Aの提供に当たって必要となるXが管理する設備を今後使用させないこととした。

【解説】この行為については、温室効果ガス削減という社会公共的な目的に合理性が認められる。しかし、事業者団体において、自主的な温室効果ガス削減目標の設定を超えて、会員事業者の事業活動に必要な設備の利用制限という不利益を課すことは、会員事業者の事業活動に与える影響が小さい方法がほかにも考えられることを踏まえると、単に会員事業者の目標達成を促すために必要かつ合理的な範囲を超えるため、手段の相当性が認められない。したがって、独占禁止法上問題となる。

5. 「グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方(案)」(2023年1月13日公表)について(続)

第1 共同の取組(10) : 共同研究開発②

独占禁止法上問題となる行為

想定例 代替的な技術を排除する共同研究開発

役務Aを提供する事業者により構成される事業者団体Xは、役務Aの提供に当たって排出される温室効果ガス削減を目的として、役務Aの提供に必要な設備Bの改良技術を会員事業者の協力の下で開発することとした。Xは、会員事業者が設備Bの改良技術に関する共同研究開発に集中して取り組むため、会員事業者が独自に代替的な技術を開発することを禁止した。

想定例 価格等の制限を伴う共同研究開発

商品Aの製造販売業者X、Y及びZは、商品Aの製造過程における温室効果ガス削減を目的として、温室効果ガスの大幅な削減を達成する新たな製造手法を共同で開発した。3社は、共同研究開発のコストを効率的に回収するため、商品Aの販売価格を引き上げることを共同で決定した。

14

第1 共同の取組(12) : 共同購入②

独占禁止法上問題となる行為

想定例 調達した原材料を用いた商品の製造販売市場における競争を制限する共同購入

商品Aは、原材料Bを加工して製造される一般消費者向けの商品であるところ、商品Aの製造販売業者X、Y及びZは、商品Aの製造販売市場において合計市場シェア80%を占める。今般、3社は、商品Aの製造に当たって排出される温室効果ガスを大幅に削減することができる原材料Cに関して、調達業務の効率化の観点から、共同で調達を行うこととした。商品Aの製造に係るコストのうち、原材料Cが占める割合は高く、3社が販売する商品Aの製造コストの共通化割合が高くなることが見込まれ、コスト削減を図るという重要な競争手段に係る意思決定が一体化し、協調的な行動が助長される状況にある。



5. 「グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方(案)」(2023年1月13日公表)について(続)

独占禁止法上問題とならない行為

想定例 温室効果ガス削減に向けた取組のために必要なデータの共同での収集・利用

商品Aの製造販売業者X、Y及びZは、商品Aの製造販売市場における合計市場シェアが60%を超えているところ、それぞれ、商品Aの利用に伴い排出される温室効果ガス削減技術の研究開発に取り組んでいる。当該研究開発においては、商品Aの利用に伴う温室効果ガス排出量に関するデータをより多くの需要者から収集することが、研究を進展させるために必要不可欠である。そこで、X、Y及びZは、自社が販売した商品Aが需要者に利用される際に発生した温室効果ガス排出量に関するデータを収集し、相互に共有することで、お互いの研究開発に役立てることとした。収集・共有するデータは需要者等が匿名化又は抽象化されて提供されるとともに、商品Aの利用に伴う温室効果ガス排出量に限定され、商品Aの価格等の重要な競争手段である事項については共有しない。また、商品Aの温室効果ガス削減技術に関する研究開発は、今後も独立して実施する。

独占禁止法上問題となる行為

想定例 価格等の共有を伴う温室効果ガス削減に向けた取組のために必要なデータの共同での収集・利用

役務Aを提供する事業者により構成される事業者団体Xは、役務Aの提供に当たって排出する温室効果ガスの削減に向けて、サービス改善の検討に役立てられるよう、会員事業者が役務Aの提供に当たって排出している温室効果ガス排出量に関するデータを収集し、傾向を分析することとした。この際、会員事業者が個々の顧客に対して提示している価格・数量等の取引条件も併せて収集し、会員事業者間で共有した。



5. 「グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方(案)」(2023年1月13日公表)について(続)

第2 取引先事業者の事業活動に対する制限・取引先の選択に係る行為(4) :
取引先事業者に対する自己の競争者との取引や競争品の取扱いに関する制限②

想定例 小売業者に対する競争品の取扱い禁止

商品Aの製造販売業者Xが販売する商品Aは、同種の商品と比べて差別化されており、一般消費者から高い支持を受けている。

Xは、従来品に比べて環境負荷が小さい新たな商品Aの販売を開始するに当たって、需要を確保するため、今後、自社の新たな商品Aを販売しようとする小売業者に対して、競争品を取り扱わないことを義務付けることとした。

Xは市場における有力な事業者であり、Xが販売する新たな商品Aの専売を義務付けられることにより、商品Aを販売する他の製造販売業者が代替的な販売先を確保することが困難となるような相当数の小売業者が、競争品を取り扱うことができなくなる。

33

第2 取引先事業者の事業活動に対する制限・取引先の選択に係る行為(6) :
選択的流通②

想定例 安売り業者への販売禁止を目的とした選択的流通

商品Aの製造販売業者Xは、従来品に比べて再利用可能な材料の割合を高めた新たな商品Aの販売を開始するに当たって、環境問題に関する意識の高い一般消費者に向けて特に販売を強化し、かつ、当該商品のブランド価値を高めるため、オーガニック商品等の環境負荷の小さい商品を専門に扱う流通業者(卸売業者及び小売業者)においてのみ展開する販売戦略を採ることとした。Xは、一定の基準を満たしオーガニック商品等を専門に取り扱うと認められる流通業者に対してのみ自社の新たな商品Aを販売するよう義務付けた。しかし、Xは、値崩れを防止するため、実際には、販売先の流通業者の選定に当たって、一定の卸売価格又は小売価格以上で販売する条件を受諾したことを取引の条件としていた。



5. 「グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方(案)」(2023年1月13日公表)について(続)

第2 取引先事業者の事業活動に対する制限・取引先の選択に係る行為(8) : 単独の取引拒絶②

独占禁止法上問題となる行為

事業者が単独で行う取引拒絶であっても、例外的に、独占禁止法上違法な行為の実効を確保するための手段として取引を拒絶する場合や、競争者を市場から排除するなどの独占禁止法上不当な目的を達成するための手段として取引を拒絶する場合、独占禁止法上問題となる。

独占禁止法上問題となるか否かについては、取引を拒絶される事業者の事業活動が困難になるかどうか、市場における競争に与える悪影響、行為者及び競争者の市場における地位、行為の期間、行為の態様といった要素が、総合的に考慮される。

想定例 排他条件付取引の実効性を確保するための手段としての流通業者との取引の打ち切り

製造販売業者Xは、役務Aの提供に用いられる商品Bの製造販売を行っているところ、商品Bの製造販売市場における市場シェアは50%である。Xは、自己の競争者である商品Bの製造販売業者と取引しないことを、かねてから取引先に対して要請していたところ、自己の競争者である商品Bの製造販売業者の取引の機会を減少させ、他に代わり得る取引先を容易に見い出すことができなくなるようにするとともに、その実効性を確保するための手段として、温室効果ガス削減目標を具体的に掲げていない事業者とは取引しないことを名目としつつ、自社の要請に従わない取引先との取引を打ち切ることとした。

想定例 競争者の排除を達成するための手段としての当該事業者との取引の打ち切り

商品Aの製造販売業者Xは、商品Aの製造に必須である部品Bの製造販売も行っているところ、部品Bの製造販売業者は他に存在しない。昨年、Xは、製造過程における温室効果ガス排出量を従来品に比べて大幅に削減することができる新たな部品Bの販売を開始した。今般、Xは、製造過程における温室効果ガス排出量を大幅に削減した商品Aの一般消費者からの需要が伸びていることを踏まえ、商品Aの製造販売業者Y及びZを市場から排除するための手段として、従来の取引を打ち切り、部品BをY及びZに供給しないこととした。

想定例 事業活動において必要不可欠なデータへの競争者によるアクセス拒否

運送業務Aの提供事業者Xは、同じく運送業務Aを提供する複数の事業者からリアルタイムで各社の運送車両の位置情報等を収集し、データベースとして提供するサービスを提供しているところ、代替的なデータベースを提供している事業者は存在しない。運送業務Aの提供事業者は、当該データベースを参照することで、最適な運送ルートを選択できるようになるとともに、運送業務Aの提供に伴う温室効果ガス排出量を削減することが可能となっている。近年、気候変動問題に関する顧客の意識の高まりを受け、当該データベースへのアクセスは、運送業務Aの提供事業者の事業活動上、必要不可欠である。Xは、運送業務市場における市場シェアが伸びている事業者Yの事業活動を困難にするための手段として、Yによるデータベースのアクセスを拒絶した。

26



5. 「グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方(案)」(2023年1月13日公表)について(続)

第3 優越的地位の濫用行為(4)：経済上の利益の提供要請②

独占禁止法上問題となる行為

取引上の地位が相手方に優越している事業者が、温室効果ガス削減等を目的として取引の相手方に対し、経済上の利益の提供を要請する行為は、負担の内容、根拠、使途等が当該取引の相手方との間で明確になっておらず、当該取引の相手方にあらかじめ計算できない不利益を与えることとなる場合や、当該取引の相手方が得る直接の利益等を勘案して合理的であると認められる範囲を超えた負担となり、当該取引の相手方に不利益を与えることとなる場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなり、独占禁止法上問題となる。

想定例 温室効果ガス削減等を名目とした金銭の負担要請

運送業務Aの提供事業者Xは、自己の利益を確保するため、自己の提供する運送業務Aの一部を委託している取引の相手方に対して、バリューチェーンにおける温室効果ガス削減のために用いるという名目で、取引額に応じた一定の「温室効果ガス削減対策費」を提供させることとした。Xは、「温室効果ガス削減対策費」の算出根拠や具体的な使途を明確にせず、徴収した費用を当該取引の相手方の直接の利益となる活動のために用いていなかった。

想定例 取引の相手方から収集したデータの一方向的な自己への帰属

商品Aの製造販売業者Xは、サプライチェーン全体において排出される温室効果ガス削減に向けて排出量の見える化を行うこととした。そこで、Xは、サプライチェーン内の各取引段階における排出量データを集約するプラットフォームを構築し、取引の相手方に対して、当該取引の相手方の排出量データについて、無償又は当該データを提供することに当たって当該取引の相手方において発生するコストに見合った適正な額を下回る対価により、リアルタイムで当該プラットフォームに提供することを要請した。当該データは、各社が温室効果ガス削減に向けた取組を検討するために非常に有益であるにもかかわらず、Xは、当該取引の相手方による当該プラットフォーム上のあらゆるデータへのアクセスを拒否し、自社における取組の検討にのみ用いた。

【解説】この行為は、取引先に対して、温室効果ガス排出量のデータを無償等の条件の下で提供させる一方で、収集したデータへのアクセスを認めなかったものである。温室効果ガス排出量削減のために様々な経済上の利益の提供要請を行うこと自体は問題となるものではないが、データの提供に関して費用負担をせず、相手方に相当程度の費用が発生するにもかかわらず、その費用を勘案した適正な対価を支払わず、かつ、収集したデータへアクセスさせないものであるため、相手方に対して不当に不利益を与えるものであり、独占禁止法上問題となる。

30



5. 「グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方(案)」(2023年1月13日公表)について(続)

第3 優越的地位の濫用行為(6) : 取引の対価の一方的決定②

独占禁止法上問題となる行為

取引上の地位が相手方に優越している事業者が、温室効果ガス削減等を目的として、取引の相手方に対し、当該取引の相手方に生じるコスト上昇分を考慮することなく、一方的に、著しく低い対価での取引を要請する場合であって、当該取引の相手方が、今後の取引に与える影響等を懸念して当該要請を受け入れざるを得ない場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなり、独占禁止法上問題となる。この判断に当たっては、対価の決定に当たり当該取引の相手方と十分な協議が行われたかどうか等の対価の決定方法のほか、他の取引の相手方の対価と比べて差別的であるかどうか、当該取引の相手方の仕入価格を下回るものであるかどうか、通常の購入価格又は販売価格との乖離の状況、取引の対象となる商品又は役務の需給関係等を総合的に勘案する。

想定例 従来品より温室効果ガスを削減した仕様に基づく発注における対価の一方的決定

商品Aの製造販売業者Xは、商品Aの製造に用いられる部品Bの製造を委託している取引の相手方Y及びZに対して、今後は、部品Bの製造過程で排出される温室効果ガスの削減を盛り込んだ新たな仕様に基づき納品するよう発注した。当該仕様を実現するためには、Y及びZにおいては、研究開発費の増加や従前とは異なる原材料等の調達に当たってコストが発生することになった。Xは、Y及びZとの価格交渉の場において、当該コストの発生に関してそれぞれ明示的に協議することなく、従来部品Bと同じ取引価格に据え置いた。

【解説】この行為は、新たな仕様に基づいて取引の相手方に対して発注する際、コストが発生するにも関わらず、対価の決定に当たって明示的な協議を行わなかったものである。温室効果ガス削減を目的として仕様の変更を行うこと自体は問題となるものではないが、明示的な協議を行わずに一方的に価格を据え置く行為は、独占禁止法上問題となる。

5. 「グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方(案)」(2023年1月13日公表)について(続)

第4 企業結合(4)：水平型企業結合による競争の実質的制限②

独占禁止法上問題となるおそれのある行為

想定例 特定の商品市場において独占に近い状況を生じさせる水平型企業結合

商品Aの製造販売を行う会社X及びYは、新しい環境規制に対応した新商品Aの製造過程において排出される温室効果ガスの更なる削減に向けて、それぞれ活発に研究開発活動を行ってきた。今後、商品Aの需要が拡大することが予測されること、X及びYは、商品Aの製造販売に係る競争の激化を避け、研究開発活動に係るコストの増大を抑えるため、合併を行うこととした。

当該合併により、商品Aの製造販売を行う会社は当事会社のほか1社のみとなり、当該会社はX及びYに比べて事業規模が極めて小さい。

また、商品Aの製造販売を開始するためには高い技術力が必要であり新規参入は困難な状況である。

さらに、商品Aの代替となり得る商品はほかになく、海外での製造販売もないため、隣接市場や輸入等の競争圧力も期待できない状況にある。

【解説】本件企業結合により、商品Aの市場におけるX及びYの地位は高くなり、競争者はX及びYに比べて事業規模が極めて小さい1社のみとなるため、競争事業者からの競争圧力は限定的な状況となる。隣接市場や輸入等の競争圧力も期待できないとすると、単独行動又は競争者と協調的行動を採ることにより競争を実質的に制限することとなる。

5. 「グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方(案)」(2023年1月13日公表)について(続)

第5 公正取引委員会への相談について(1)

事業者等は、グリーン社会の実現に向けた取組を実施するに際して、独占禁止法上の問題の有無について、本考え方を参考にして自ら判断を行うほか、自らが実施しようとする具体的な行為に関して、公正取引委員会に相談することができる。

当委員会としては、グリーン社会の実現に向けた事業者等の取組を後押ししていくためにも、本考え方の内容に照らしつつ、事業者等との意思疎通を重ねながら積極的に相談への対応を行っていく。

事前相談制度による相談

- 公正取引委員会は、法運用の透明性を高め、相談制度の一層の充実を図るため、事業者等が行おうとする具体的な行為が、独占禁止法の規定に照らして問題がないかどうかの相談に応じ、書面により回答する「事前相談制度」を設けている。
- 事前相談制度を利用した相談については、原則として、事前相談申出書を受領してから30日以内に書面により回答を行う。ただし、事前相談申出書を受領後、回答を行うために必要と判断される資料等の追加的提出を求めた場合には、全ての資料等を受領してから30日以内に回答を行う。
- 独占禁止法の規定に抵触するものでない旨の回答をした場合においては、当該相談の対象とされた行為について、独占禁止法の規定に抵触することを理由として法的措置を採ることはないものとする。ただし、事前相談申出書や提出を受けた資料等に事実と異なる記載があった場合、申出に係る行為の内容と異なる行為又は回答に付された期限を超え若しくは条件に反する行為が行われた場合は、この限りでない。また、申出者名並びに相談及び回答の内容は、原則として回答を行ってから30日以内に公表するものとする。

「事前相談制度」によらない相談

- 公正取引委員会では、相談者の負担軽減、相談者の秘密保持に配慮し、事前相談制度によらない相談（以下「一般相談」という。）も受け付けている。
- 一般相談は、電話・来庁等で相談内容の説明を受け、原則として口頭で回答するもので、迅速に対応するとともに、相談内容等については非公表としている。

37



5. 「グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方(案)」(2023年1月13日公表)について(続)

第5 公正取引委員会への相談について(2)

公正取引委員会への相談の手続を迅速・円滑に進めるためには、事業者等において、以下の事項について説明を準備することが望まれる。

なお、「事前相談制度」による相談の申出を行おうとする場合は、当該相談の対象となる行為に応じて定めた様式のうち、事案に応じて該当様式により事前相談申出書を提出することを求めている。

① 行為の実施主体に関する事項

- ・ 氏名又は名称、住所、資本金額、年間売上高、従業員数
- ・ 現に営む事業の概要

② 公表に関する事項

- ・ 公表の可否
- ・ 公表可能時期（延期を希望する場合）及び理由

③ 実施しようとする行為に関する事項

- ・ 行為の目的
- ・ 行為の内容
- ・ 対象製品又は役務の機能・効用、用途・特性
- ・ 前記製品又は役務に関する主要な事業者の市場シェア（過去3年間）、順位、その他市場の状況及び流通経路
- ・ 行為の必要性
- ・ その他参考となる事項（行為がグリーン社会の実現に与える影響等）
- ・ 共同研究開発に関する相談の場合は、共同研究開発に関連する製品又は役務、共同研究開発の対象範囲・期間、成果に関する第三者からのアクセスの制限の有無
- ・ リサイクル・システムの共同構築に関する相談の場合は、リサイクルに係る製品の販売価格に対するリサイクルに要するコストの割合やリサイクル市場の状況

④ 行為と独占禁止法の規定との関係についての自己の見解

38



5. 「グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方(案)」(2023年1月13日公表)について(続)

第5 公正取引委員会への相談について (3)

相談窓口

相談内容	本局 03-3581-5471 (代表)	地方事務所
【第1～第3関係】 事業者・事業者団体が自ら行おうとする商品・役務の取引、知的財産の利用、自主基準・自主規制、共同事業等に係る個別具体的な事業活動についての相談	【第1及び第2関係】 相談指導室 <グリーン事前相談窓口> 【第3関係】 企業取引課	【第1及び第2関係】 経済取引指導官又は総務課 【第3関係】 取引課
【第4関係】 株式取得、合併等の企業結合についての届出・相談	企業結合課	経済取引指導官又は総務課

※本指針の記述について（個別の具体的な将来の行為について以外）の問い合わせ先：調整課



当事務所における 近時の対応案件/中心に対応している弁護士 等

独占禁止法関連

- 国内外の行政・刑事違反事件調査対応、不服申立て対応、関連する自主的社内調査対応（課徴金減免申請、司法取引等の手続対応を含む）、事後的な法令遵守の維持向上のための措置・活動対応
- M&A・業務提携等に関する分析検討、企業結合規制手続対応
- 流通戦略、知財戦略等に基づく取引先との契約交渉、締結・履行等に際しての分析検討
- 他事業者による違反事案対応（公正取引委員会に対する申告、民事提訴等）

セミナー開催／社内研修講師

M&Aにおける対象会社の独占禁止法リスクの検証

コーポレート法務関連

- 有事対応に関する事後検証（再発防止策、役員責任等）
- コンプライアンス体制・内部統制システム整備
- 適時開示対応

特殊な事業分野の独占禁止法適用除外

契約法務関連

- 不公正な取引方法、下請法対応

広告審査

- 景表法対応

パートナー



向 宣明

MUKAI, Nobuaki

国内外のカルテル事案や流通戦略に基づく取引行為・その他事業活動に対する独占禁止法違反（行政・刑事）の嫌疑の調査／国内外の事業提携や企業結合審査案件／第三者委員会の委員就任など、有事対応への事後検証や再発防止体制の立案策定／同法違反に起因する民事責任を巡る係争対応等。
2016年2月～17年3月：公正取引委員会「独占禁止法研究会」会員（裁量型課徴金制度を含む課徴金制度の在り方について）。／19年7月～競争法フォーラム常務理事・事務局長／20年9月～日本弁護士連合会司法制度調査会・商事経済部会副会長（独禁法関連担当）



森口 倫

MORIGUCHI, Rin

弁護士登録以来、談合・カルテル事件について、リニエンシー・取消訴訟等を常に手掛けるほか、企業結合・事業提携に関する業務も取り扱う。談合・カルテル等の企業不祥事を含む事件処理や役員責任に関する相談も数多く経験している。金融庁への出向経験を有しており、企業開示や取引所関連の相談にも対応する。
2009年4月～10年9月：金融庁総務企画局市場課専門官
第一東京弁護士会総合法律研究所会計・監査制度研究部会副会長、同金融商品取引法研究部会員



杉本 亘雄

SUGIMOTO, Nobuo

弁護士登録以降、数多くの国内外の企業に対して、談合・カルテル調査、国内外の企業結合審査、流通・販売政策や業務提携、知的財産権のライセンスに関する助言等を行っている。プラットフォームエンジニアリング、製薬、医療機器といった取引分野に精通し、コーポレートガバナンスや人事政策に関する相談にも常時対応している。国内金融機関法務部や公共設備エンジニアリング企業法務部への出向経験も有する。



小林 崇

KOBAYASHI, Takashi

98年4月～05年3月ソニー株式会社勤務（法務部、知的財産渉外部他）
競争法フォーラム会員、第一東京弁護士会総合法律研究所独禁法研究部会員、同知的所有権法部会員 国内外の数多くのカルテル・談合事案に携わり、主にリニエンシーを含む当局対応や民事賠償対応を手掛ける。クロスボーダーの企業結合や不正な取引方法に関する案件の他、景表法、下請法等に関する案件についても日常的にアドバイスを行っている。

アドバイザー



南部 利之

NAMBU, Toshiyuki

82年4月公正取引委員会事務局入局／19年7月審査局長を最後に公正取引委員会事務局退官の後、同年12月桃尾・松尾・難波法律事務所入所／04年4月～07年6月官房国際課長として、また11年8月～16年6月官房審議官（国際担当）として海外競争当局等とのバイ・マルチの業務を統括／11年1月～8月審査局犯則審査部長として犯則事件を統括／02年7月～2004年4月取引部消費者取引課長として景品表示法行政を担当

カウンセラー



石川 由佳子

ISHIKAWA, Yukako

国内金融機関法務部、公共設備エンジニアリング事業者法務部、海外ファッションブランド事業者法務部への出向経験がある。第一東京弁護士会総合法律研究所独禁法研究部会員。
国内外カルテル事案のほか、契約法務に関連して、不正な取引方法に関するアドバイスや下請法、景表法等に関する相談にも様々な対応している。

アソシエイト



田中 翔

TANAKA, Sho

競争法フォーラム会員
国内外のカルテル・談合に関するリニエンシー申請、民事賠償対応等に携わる。デジタル・プラットフォーム分野を含む独禁法に関する相談や、景表法・下請法に関する相談にも日常的に対応している。刑事専門事務所に在籍した経験があり、経済事件を含む刑事事件に関する豊富な経験を有する。



橋川 裕樹

KIKKAWA, Hiroki

第二東京弁護士会経済法研究会会員
外資系法律事務所在籍時より、国内外の企業結合事案やカルテル・談合事案に従事。労働法案件を数多く手掛け、従業員による企業不祥事事案において助言を行うほか、日常的に、景表法や下請法等に関する助言も行っている。



ご清聴ありがとうございました

桃尾・松尾・難波法律事務所
アドバイザー(独占禁止法プラクティスグループ)
南部 利之

〒102-0083
東京都千代田区麹町4丁目1番地
麹町ダイヤモンドビル
電話 03-3288-2080
ファクシミリ 03-3288-2081

